

# 一般社団法人 此花工業会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 此花工業会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市におく。

(目的)

第3条 当法人は、労働保険未適用事業所の加入促進を図り、地域社会の健全な発展、男女共同参画社会の形成、企業の労働・雇用に関する問題解決、文化及び芸術の振興を推進し、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- ② 厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合事業
- ③ 地域社会の健全な発展に寄与する事業
- ④ 男女共同参画社会の形成を推進する研修事業
- ⑤ 労働・雇用に関する問題解決に寄与する研修事業
- ⑥ 文化及び芸術の振興を目的とする研修事業
- ⑦ 法人(団体事業)として会議の開催
- ⑧ 前号に附帯する一切の業務

## 第2章 会員

(法人の構成員及び会員の資格取得)

第5条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次項の規定により入会した者を会員とする。

2 当法人の会員となるためには、当法人所定の申込様式による申込をし、理事会の承認を得るものとする。

3 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(経費の負担及び会員名簿の作成等)

第6条 会員は、総会で別に定める入会金、第4条各号の事業に資する会費を納入しなければならない。

2 当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に据え置くものとする。当法人の会員は、氏名または名称及び住所に変更が生じたときは、当法人に通知しなければならない。

(任意退会)

第7条 会員は、いつでも任意退会することができる。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- ① 退会したとき
- ② 1年以上会費等を滞納したとき
- ③ 総社員の同意があったとき
- ④ 成年被後見人または被保佐人になったとき
- ⑤ 死亡または会員である法人が解散したとき
- ⑥ 除名されたとき

(除名)

第9条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① この定款その他の規則に違反したとき
- ② 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反するような行為をしたとき
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき

(拠出金の不返還)

第10条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

## 第3章 総 会

(構成)

第 11 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- ① 会員の除名
- ② 理事及び監事の選任または解任
- ③ 理事及び監事の報酬の額及び支給基準
- ④ 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 解散及び残余財産の処分
- ⑦ その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 当法人の総会は、定時総会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(定足数)

第 15 条 総会は総会員の議決権の過半数を有する会員の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、副会長または理事がこれに代わるものとする。

#### (決議)

第 17 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- ①会員の除名
- ②監事の解任
- ③定款の変更
- ④解散
- ⑤その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議決権の行使)

第 18 条 会員は委任状その他の代理権を証明する書面を法人に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。

2 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは総会に出席できない会員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。

この場合において、書面によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

#### (決議の省略)

第 19 条 理事または会員が総会の目的である事項について提案があった場合において、その提案に会員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### (総会議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した会員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印して 10 年間当法人の主たる事務所に据え置くものとする。

## 第4章 役員

(理事及び監事の構成)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- ① 理事 23名以上 28名以内とする。
  - ② 監事 2名以内とする。
- 2 理事のうち 1名を会長、4名を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事及び監事の選任)

第22条 当法人の理事及び監事は、総会の決議をよって当法人の会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び当法人の使用人が含まれてはならない。

(理事及び監事の任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内の最終事業年度に関する定時総会の終結時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表して業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、当法人の業務を執行する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順位によりその業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長及び副会長の業務執行に係る職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。但し常勤の理事に対しては、理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額が、社員総会の決議によって承認された場合は、報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第 28 条 当法人は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第 29 条 当法人には、顧問を 8 名以内置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

会長、副会長及び専務理事の相談に応じること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬は、無報酬とする。

## 第5章 理事会

(構成)

第 30 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、会長がこれを招集し、理事会の日の 1 週間前までに各理事及び監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により副会長が招集する。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により副会長または理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 35 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第 36 条 会長、副会長及び専務理事は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し出席した会長及び監事がこれに署名または記名押印する。

## 第 6 章 役員会及び部会

(役員会)

第 38 条 当法人に、理事会の決議の目的である事項についての提案を検討するために、役員会を置く。

2 前項の役員会は、会長 1 名、副会長 4 名、専務理事 1 名で構成する。

(部 会)

第 39 条 当法人に、法人の事業を推進するために、次の部会を置く。

- ① 幹事会 50 名以内
- ② 青経クラブ 70 名以内
- ③ 女性部会 70 名以内

2 各部会の構成員は、当法人の会員で各部会の決議を経て、会長から委嘱された部会員をもって構成する。

3 各部会は、当法人の事業を推進するため活動し、各部会の事業計画を理事会に提出するものとする。

4 各部会運営に関する必要な事項は、総会の決議により別に定める部会規程による。



## 第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- ①解散を命ずる裁判
- ②総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の同意を得た決議
- ③法人の破産手続開始決定
- ④法人の合併(合併により当法人が消滅する場合に限る)
- ⑤社員が欠けたとき

(残余財産の処分)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5号第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第44条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された財産
- ② 会費
- ③ 資産から生ずる収入
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ その他の収入

(資産の管理及び剰余金の分配)

第 45 条 資産は会長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。  
当法人は、剰余金の分配をすることができない。

(経費の支弁)

第 46 条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、会長が毎事業年度開始の日の前日までに作成し、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業状況報告及び決算)

第 48 条 当法人の事業状況報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、第1号、第3号及び第4号の書類については理事会の承認を経て、総会の承認を得なければならない。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の附属明細書
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書(正味財産増減計算書)
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類及び監査報告は10年間保存する。定款・会員名簿・会計書類は、事務所に据え置き、いつでも監査に応じられるようにしなければならない。

(公告方法)

第 49 条 当法人の公告は、事務所の掲示場に掲示する方法により行う。

## 第9章 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 当法人の最初の会長は中川才助、副会長は三好秀憲、曾根大晴、邑智秀次、古谷裕子、専務理事は駒田幹治とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。